

## 所得控除額一覧表

R8.1.5 作成

種類		市県民税の控除額 (円)	所得税の控除額 (円)	控除額の差 (円)		
基礎控除		最高430,000	最高950,000	—		
配偶者控除	一般	所得900万円以下	330,000	380,000		
		所得950万円以下	220,000	260,000		
		所得1,000万円以下	110,000	130,000		
	老人	所得900万円以下	380,000	480,000		
		所得950万円以下	260,000	320,000		
		所得1,000万円以下	130,000	160,000		
配偶者特別控除		最高330,000	最高380,000	—		
扶養控除	一般		330,000	380,000		
			450,000	630,000		
	老人	同居老親以外	380,000	480,000		
		同居老親	450,000	580,000		
特定親族特別控除		最高450,000	最高630,000	—		
勤労学生控除		260,000	270,000	10,000		
障害者控除	普通	260,000	270,000	10,000		
	特別	300,000	400,000	100,000		
	同居特障	530,000	750,000	220,000		
ひとり親控除		300,000	350,000	50,000		
寡婦控除		260,000	270,000	10,000		
雑損控除		いずれか多い金額 ① (損失の金額 - 保険等の補てん額) - (総所得金額等 × 1/10) ② (災害関連支出の金額 - 保険等の補てん額) - 5万円				
医療費控除 (限度額200万円)		(支払った医療費 - 保険等の補てん額) - { (総所得金額等 × 5/100) 又は10万円のいずれか低い額}				
社会保険料控除		支払った金額				
小規模企業共済等掛金控除		支払った金額				
生命保険料控除	〔新〕生命保険料控除	(最高計70,000)	(最高計120,000)			
		新一般生命分	最高28,000			
		新個人年金分	最高28,000			
		新介護医療分	最高28,000			
	〔旧〕生命保険料控除	(最高計70,000)	(最高計100,000)	* 新契約の介護医療分がある場合の最高控除限度額は、 〔新〕生命保険料控除の最高計の額		
		旧一般生命分	最高35,000			
地震保険料控除		最高25,000	最高50,000			
寄付金控除		共募 + 日赤など	限度額有			